

## 女性による女性のための 護身術セミナーを開催

WEN-DOインストラクター・福多唯さんを講師に招き、セルフディフェンスセミナーを開催。自分の身を守るための実践的な護身術を学んでみませんか。

**日時**＝①9月11日(土)午後2時30分～4時30分②同午後6時45分～8時45分

**会場**＝①は前橋プラザ元気21②は総合福祉会館

**対象**＝11歳以上で市内在住・在勤・在学の女性、先着各20人

**費用**＝各500円

**申し込み**＝男女共同参画室 ☎898-6517へ

## 家庭にできたスズメ蜂の巣 市が無料で駆除します

本市では一般家庭の敷地内にできたスズメバチの巣の駆除を無料で行っていきます。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ①駆除敷地内に住民登録がない。
- ②アパートや貸家、事務所などの敷地内である。
- ③スズメバチの巣でない。
- ④目で確認できない。
- ⑤委託業者が所持する用具で駆除できない。

問い合わせは **衛生検査課** ☎220-5777

## 六供町の都市計画変更 原案の閲覧と公聴会を実施

都市計画下水道の変更と、都市計画汚物処理場の変更の原案がまとまりました。その概要についてお知らせします。

今回は、六供町の水質浄化センター内に予定している雨天時貯留沈殿池の建設に伴い、両施設の区域を変更するものです。

### ■原案の閲覧

**日時**＝8月19日(木)～9月2日(木)の執務時間内

**会場**＝市都市計画課

### ■公聴会

この原案に意見のある人は、公述人（公聴会で意見の発表を希望する人）として公聴会で意見を述べることができます。

都市計画の原案		
名称	面積 (㎡)	
	変更前	変更後
前橋水質浄化センター	約4万6,900	約4万9,100
前橋市し尿処理施設	約1万5,300	約1万3,100

**日時**＝9月16日(木)午後7時

**会場**＝六供町集会所

**公述申出書の提出**＝公述人は、住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨（400字以内）・原案についての利害関係を書いた「公述申出書」を、9月2日(木)（必着）までに市都市計画課へ郵送か直接。なお、期間中に「公述申出書」の提出がない場合は公聴会の開催を中止し、本市ホームページに掲載します

**傍聴の申し込み**＝当日会場へ直接

問い合わせは **都市計画課** ☎898-6948

問い合わせは  
リサイクル推進課 ☎898-6272

環境美化推進員は、地域におけるごみの減量・リサイクルを推進するリーダー。ごみを減らす工夫を自ら実践し、それを地域に広める活動やごみの分け方や出し方の周知活動、地域の環境美化活動に熱心に取り組んでいます。

美しく住みやすい地域をつくるには、住民一人一人の心掛けが大切です。一人から家族へ、家族から周辺の人々へと美化活動の輪を広げていきましょう。ごみの分別について分からないことや、まちをきれいにするアイデアなどがあるときは、環境美化推進員に気軽に相談してみてください。

市民のみなさんのご協力をお願いします。



地域の美化活動を推進

## 推進員と取り組む 地域の環境美化活動

緑の帽子をかぶり腕章を巻いている。そんな姿をした人たちを朝のごみ集積場所などで見かけたことがありませんか。その人たちは、市長から委嘱を受け、地域の美化活動に努める「環境美化推進員」です。

## 除外の申し出忘れずに 農地の他目的使用

農用地区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するには、初めに農用地区域からの除外をしなければなりません。次に、農地法に基づく転用許可や都市計画法に基づく開発許可などが必要です。除外を希望する農地の所有者は申し出を。除外後に計画が無くなった場合は、農用地区域への編入を申し出てください。

なお、郵送では受け付けできません。除外の要件などについては問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

**対象区域**＝上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・総社・南橋・清里・永明の各出張所管内と城南支所管内の市街化調

整区域（農業振興地域内の農地で、農用地区域外として農用地区域から除かれた農地は不要）。大胡・宮城・粕川・富士見支所管内で農用地区域と定められた区域

**用意する物**＝土地登記事項証明書か登記簿謄本（分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物）、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、土地改良事業等受益地確認書（土地改良事業8年未経過地区内と思われる場合、土地改良事業の非受益地であることの確認書の提出が必要）、都市計画法第34条第11号による自己用住宅の場合には確認書、印鑑など

**申し込み**＝9月1日(水)～21日(火)の執務時間内に市役所農林課（☎898-6702）、富士見支所管内の農地は富士見支所（☎288-1946）へ直接。大胡・宮城・粕川支所へも提出できますが、後日、農林課から確認の連絡をする場合があります

## 大切な命を救うAED

### 定期的な点検を忘れずに

緊急時にAED（自動体外式除細動器）を正常に使用できるように、設置者は日ごろから点検を行いましょう。インジケータを確認し、電極パッドやバッテリーの寿命に注意して、日常点検を実施してください。

日常点検や消耗品の交換などについて、詳しくは購入店やメーカーに問い合わせてください。



万が一に備えて点検を

問い合わせは **保健総務課** ☎220-5782

住民票の写しなどの窓口用封筒裏面に、企業などの有料広告を募集します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

**対象**＝企業など

**掲載スペース**＝証明窓口用封筒裏面の縦80mm×横180mm以内（封筒サイズ縦105mm×横235mm）

**使用期間**＝12月から1年間

**作成予定枚数**＝21万枚

**掲載決定方法**＝入札（最低価格24万円）

**申し込み**＝9月10日(金)までに所定の申込用紙に記入し、広告デザイン原稿を添えて市役所市民課（☎898-6107）へ直接

